

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成23年4月22日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	執行役社長 吉川 淳
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	野村新中国株投資(野村SMA向け)
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	(1)当初自己設定日(平成22年7月30日) 1,000万円を上限とします。 (2)継続申込期間(平成22年7月30日から平成23年11月11日まで) 5,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され ます。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年7月13日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年7月23日および平成23年1月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

(12)その他

（前略）

申込不可日

ファンドは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、取得および換金の申込みができません。

申込日当日が、ルクセンブルグの銀行または香港取引決済所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの休業日と同日付の場合。

（以下略）

#### <訂正後>

(12)その他

（前略）

申込不可日

ファンドは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得および換金の申込みができません。

申込日当日が、ルクセンブルグの銀行または香港取引決済所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの休業日と同日付の場合。

（以下略）

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

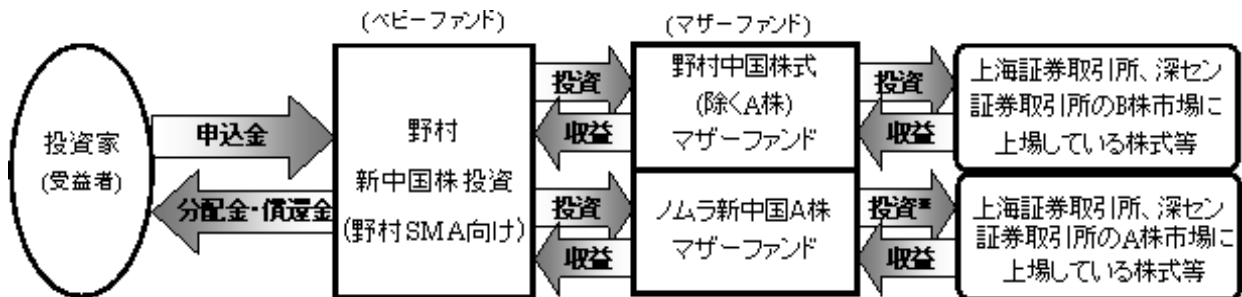
#### <訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



「ノムラ新中国A株マザーファンド」は、「BNPパリバフレキシチャーニーズ・エクイティ A クラスI」への投資を通じて上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式等に実質的に投資を行ないます。

(中略)

### 委託会社の概況

#### 委託会社

(前略)

- ・ 資本金の額  
平成22年5月末現在、17,180百万円
- ・ 会社の沿革

(中略)

- ・ 大株主の状況(平成22年5月末現在)

(以下略)

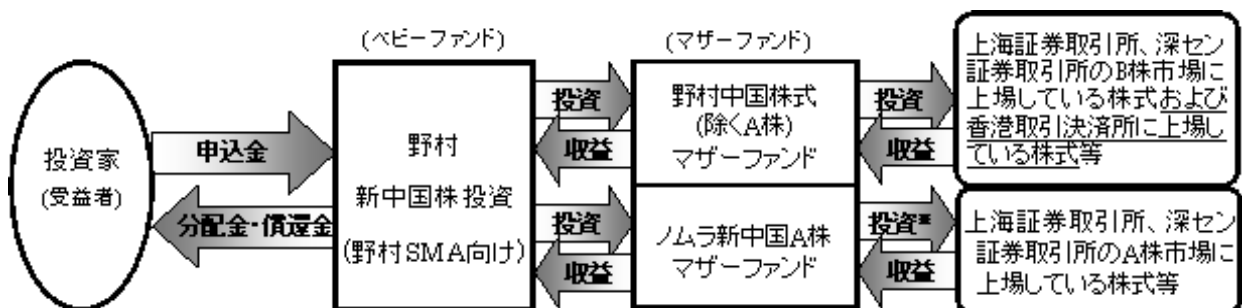
### <訂正後>

#### (3)ファンドの仕組み

(前略)

#### 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



「ノムラ新中国A株マザーファンド」は、「BNPパリバフレキシチャーニーズ・エクイティ A クラスI」への投資を通じて上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に

上場している株式等に実質的に投資を行いません。

（中略）

## 委託会社の概況

### 委託会社

（前略）

#### ・資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

#### ・会社の沿革

（中略）

#### ・大株主の状況(平成23年3月末現在)

（以下略）

## 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### <訂正前>

#### (1)投資方針

[1]「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」への投資を通じて、中国A株<sup>1</sup>を含む中国株<sup>2</sup>すべてを実質的な投資対象とします。

1 中国A株とは、中国人投資家と「適格国外機関投資家」の認定を受けた中国国外の機関投資家に限定されて流通している中国人民元建ての株式であり、平成22年5月末現在、上海証券取引所のA株市場に上場する上海A株と深セン証券取引所のA株市場に上場する深センA株があります。

2 当ファンドにおいて中国株とは、中国A株、香港取引決済所に上場しているH株およびレッドチップ、上海証券取引所のB株市場に上場している上海B株ならびに深セン証券取引所のB株市場に上場している深センB株などの銘柄をいいます。また、他の金融商品取引所に上場(準ずるものを含みます。)している中国の企業および中国に主たる拠点を持つ企業の株式も含みます。

[2]実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[3]各マザーファンドへの配分比率(以下、「基準配分比率」と言います。)は、中国A株市場の制度、市場規模、流動性等を勘案のうえ決定します。

#### 当面の基準配分比率

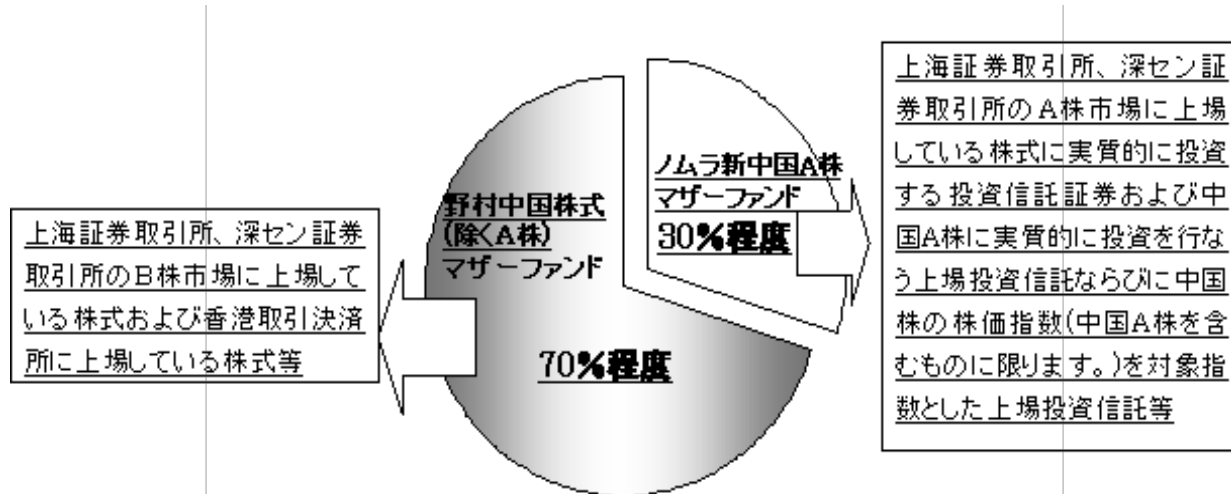
野村中国株式(除くA株)マザーファンド受益証券	概ね70%程度
ノムラ新中国A株マザーファンド受益証券	概ね30%程度

上記は、平成22年7月13日現在の基準配分比率です。

\* 基準配分比率は、今後の中国A株市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行なう場合があります。

\* 実際の各マザーファンド受益証券への配分比率は、基準配分比率から乖離する場合があります。

参考 当面の実質的な基準配分比率



[4] 「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」への投資を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所のB株市場に上場している株式および香港取引決済所に上場している株式に投資を行いません。

(中略)

[5] 「ノムラ新中国A株マザーファンド」への投資を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式に実質的に投資を行いません。

< 「ノムラ新中国A株マザーファンド」の運用の基本方針 >

主として、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式に実質的に投資する円建ての外国投資法人であるBNPパリバフレキシィーチャイニーズ・エクイティAクラスIの投資信託証券に投資します。また、中国A株に実質的に投資を行なう上場投資信託の投資信託証券および中国株の株価指数(その指数の対象銘柄に中国A株を含むものに限り、)を対象指数とした上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

各投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性および流動性ならびに当マザーファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券への投資比率は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(以下略)

< 訂正後 >

(1) 投資方針

[1] 「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」への投資を通じて、中国A株<sup>1</sup>を含む中国株<sup>2</sup>すべてを実質的な投資対象とします。

1 中国A株とは、中国人投資家と「適格国外機関投資家」の認定を受けた中国国外の機関投資家に限定されて流通している中国人民元建ての株式であり、平成23年2月末現在、上海証券取引のA株市場に上場する上海A株と深セン証券取引所のA株市場に上場する深センA株があります。

2 当ファンドにおいて中国株とは、中国A株、香港取引決済所に上場しているH株およびレッドチップ、上海証券取引所のB株市場に上場している上海B株ならびに深セン証券取引所のB株市場に上場している深センB株などの銘柄をいいます。また、他の金融商品取引所に上場(準ずるものを含みます。)している中国の企業および中国に主たる拠点を有する企業の株式も含まれます。

[2] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[3] マザーファンドの合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。各マザー

ファンドへの配分比率(以下、「基準配分比率」といいます。)は、中国A株市場の制度、市場規模、流動性等を勘案のうえ決定します。

なお、当面は、「ノムラ新中国A株マザーファンド」の配分比率を概ね20%～40%程度の範囲内とします。

\*基準配分比率は、今後の中国A株市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行なう場合があります。

\*実際の各マザーファンド受益証券への配分比率は、基準配分比率から乖離する場合があります。

- [4]「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」への投資を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所のB株市場に上場している株式および香港取引決済所に上場している株式に投資を行ないません。

(中略)

- [5]「ノムラ新中国A株マザーファンド」への投資を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式に実質的に投資を行ないません。

<「ノムラ新中国A株マザーファンド」の運用の基本方針>

上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式に実質的に投資する円建ての外国投資法人であるBNPパリバフレキシィーチャイニーズ・エクイティAクラスIの投資信託証券に投資します。また、中国A株に実質的に投資を行なう上場投資信託の投資信託証券および中国株の株価指数(その指数の対象銘柄に中国A株を含むものに限り、)を対象指数とした上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

各投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性および流動性ならびに当マザーファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券への投資比率は、当マザーファンドの信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(以下略)

## <訂正前>

### (2)投資対象

(前略)

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」および「(参考)マザーファンドが投資対象とする投資信託証券について」をご覧ください。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

(中略)

(参考)マザーファンドが投資対象とする投資信託証券について

<BNPパリバフレキシィーチャイニーズ・エクイティAクラスI(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)>

#### (A)ファンドの特色

上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式を主要投資対象とし、資産の成長を目指して運用を行ないません。

独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、将来の収益成長が見

込まれる銘柄に投資を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

(B)存続期間

無期限とします。(運用開始日：平成21年3月30日)。ただし、規約の規定に基づき、解散する場合があります。

(C)ファンドの関係法人

関係	名称	関係業務の内容
管理事務代行会社兼 投資顧問会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ ・ルクセンブルグ S.A.	ファンドの運用・管理を行ないます。また 管理事務代行会社として、ファンドの会計、 純資産価格計算、その他の事務手続きを行 ないます。
副投資顧問会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ ・アジア Limited	投資顧問会社より運用の指図に関する権 限の委託を受けてファンドの投資運用業務 を行ないます。
投資助言会社	ハイフートン・インベストメン ト・マネジメント Co.,Ltd	副投資顧問会社にファンドの投資運用に 対する助言を行ないます。
保管銀行	ビー・ジー・エル ビー・エヌ・ ピー・パリバ S.A.	ファンドの資産の保管業務を行ないます。
副管理事務代行会社	ファストネット・ルクセンブル グS.A.	管理事務代行会社からの委託を受けて、 ファンドの会計、純資産価格計算、その他の 事務手続きを行ないます。

(D)管理報酬等

- ・報酬は純資産総額の1.345%(年率)とします。
- ・申込手数料は発生しません。ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
- ・ファンドは、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

- ・上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式を主要投資対象と  
します。

(2)投資態度

- ・独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、将来の収益成長  
が見込まれる銘柄に投資を行ないます。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

(3)主な投資制限

- ・有価証券の空売りは行ないません。
- ・純資産総額の10%を超えて借入れを行なうことはできません。(ただし、合併等によ  
り、一時的に10%を超える場合を除く。)
- ・投資主の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行ないません。

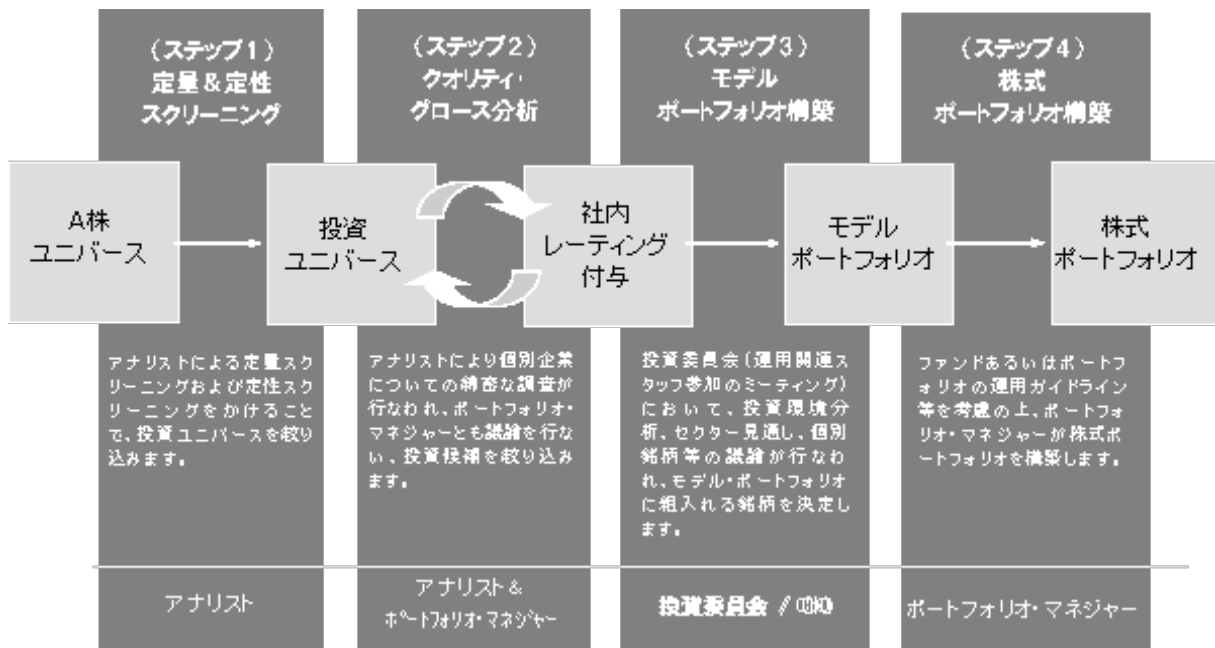
- ・ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行ないません。
- ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

上記のほか、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

「BNPパリバフレキシィー チャイニーズ・エクイティ A クラスI」の運用について

[運用プロセス]

株式への投資にあたっては、ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズの上海拠点であるハイフトン・インベストメント・マネジメント Co.,Ltd.の投資助言に基づき、ポートフォリオが構築されます。



[運用体制]

副投資顧問会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ・アジア Limitedは、外国投資法人の管理事務代行会社兼投資顧問会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ S.A.からの投資権限の委任により、当該外国投資法人の運用を行なっています。ポートフォリオ構築にあたっては、中国株式市場に精通し、独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法を有するハイフトン・インベストメント・マネジメント Co.,Ltd.の投資助言を受けています。株式取引等はビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズのコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析およびリスク管理等のサポートは同リスク管理関連部署が行ないます。

(参考)各マザーファンドの概要  
(以下略)

<訂正後>

(2)投資対象

(前略)

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」および「(参考)ノムラ新中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託証券について」をご覧ください。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

(中略)

(参考)ノムラ新中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託証券について

<BNPパリバフレキシチャー・チャイニーズ・エクイティ A クラスI (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)>

<u>&lt;運用の基本方針&gt;</u>	
主要投資対象	・上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式を主要投資対象とし、資産の成長を目指して運用を行ないます。</li> <li>・独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、将来の収益成長が見込まれる銘柄に投資を行ないます。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の30%以内とします。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
収益分配方針	ファンドの取締役会の決議により、分配を行なう方針です。
償還条項	規約の規定に基づき、解散する場合があります。
<u>&lt;主な関係法人&gt;</u>	
管理事務代行会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ
投資顧問会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド
投資助言会社	ハイフートン・インベストメント・マネジメント Co.,Ltd 2011年7月以降に、「ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド」に変更されることが予定されております。
保管銀行兼副管理事務代行会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店
<u>&lt;管理報酬等&gt;</u>	
信託報酬	純資産総額の1.345%(年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。

その他の費用	<u>資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金</u> <u>の利息および立替金の利息、その他の実費など。</u>
--------	---

上記のほか、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

[運用体制]

投資顧問会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッドは、外国投資法人の管理事務代行会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイからの投資権限の委任により、当該外国投資法人の運用を行なっています。ポートフォリオ構築にあたっては、中国株式市場に精通し、独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法を有するハイフートン・インベストメント・マネジメント Co., Ltd.の投資助言を受けています。株式取引等はBNPパリバ インベストメント・パートナーズのコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析およびリスク管理等のサポートは同リスク管理関連部署が行ないます。

2011年7月以降に、「ハイフートン・インベストメント・マネジメント（ホンコン）リミテッド」に変更されることが予定されております。

(参考)各マザーファンドの概要  
(以下略)

<訂正前>

(3)運用体制

(前略)

ファンドの運用体制等は平成22年7月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

(前略)

ファンドの運用体制等は平成23年4月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

その他の留意点

(前略)

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、野村新中国株投資の換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

（中略）

ノムラ新中国A株マザーファンド(以下、「当該マザーファンド」といいます。)が投資対象とする外国投資法人の投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該マザーファンドを償還させます。当該マザーファンドの償還により、ファンドは償還する場合があります。

野村新中国株投資(野村SMA向け)に関する留意点

- ・平成22年5月末現在、中国では内外資本取引の自由化を実施しておらず、中国A株への外国人による投資については、「適格国外機関投資家(QFII)制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家(QFII)が、国家外貨管理局(SAFE)から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能です。

ノムラ新中国A株マザーファンドが投資する外国投資法人「BNPパリバフレキシィーチャイニーズ・エクイティ A クラスI」(以下、「当該外国投資法人」といいます。)は、投資顧問会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ S. A.が、同社の利害関係人等(当該投資顧問会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該投資顧問会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)であり、QFIIとしてCSRCから認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V.(フォルティス銀行ベルギー)に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行ないます。(副投資顧問会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ・アジア Limitedが行なう投資を含みます。)

当該外国投資法人において、投資顧問会社が主要投資対象である中国A株の買付けまたは売付けを行なう際の発注先は中国を本拠とする証券会社であるHAITONG SECURITIES CO., LTD.(ハイトン証券)1社になります。株式売買に伴うコストは、取引所手数料・管理監督料・名義登録料金・印紙税等諸コストにハイトン証券の証券取次手数料を加えたものになります。また、株式売買等に伴う為替取引については、原則、ロンドン時間16時にWMロイターが発表する為替レートをを用います。

（中略）

#### 税制リスク

適格国外機関投資家(QFII)に対する課税上の取扱いとして、営業税(中国国内において課税対象となるサービスを展開する外国企業および財産の移転や固定資産の売却を行なう外国企業が一般に課税される税金)については、QFIIに対して、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、平成17年12月1日付で中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、QFIIが中国国内企業から得る株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。この他関連する中国の法令・通達および日中間における租税条約は、平成22年5月末現在、存在しません。

なお、将来的に、中国国内における期間収益に対する所得税等の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

これらの記載は、平成22年5月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税率が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関

係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

上記は中国A株の持つ様々なリスク等のうち、主なりスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成22年7月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

その他の留意点

（前略）

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

（中略）

ノムラ新中国A株マザーファンド(以下、「当該マザーファンド」といいます。)が投資対象とする外国投資法人の投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該マザーファンドを償還させます。当該マザーファンドの償還により、ファンドは償還する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

野村新中国株投資(野村SMA向け)に関する留意点

- ・平成23年2月末現在、中国では内外資本取引の自由化を実施しておらず、中国A株への外国人による投資については、「適格国外機関投資家(QFII)制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家(QFII)が、国家外貨管理局(SAFE)から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能です。

ノムラ新中国A株マザーファンドが投資する外国投資法人「BNPパリバフレキシチャーニーズ・エクイティ A クラスI」(以下、「当該外国投資法人」といいます。)は、投資顧問会社であるBNPパリバインベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッドが、同社の利害関係人等(当該投資顧問会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該投資顧問会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)であり、QFIIと

してCSRCから認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V.(フォルティス銀行ベルギー)に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行いません。

当該外国投資法人において、投資顧問会社が主要投資対象である中国A株の買付けまたは売付けを行なう際の発注先は中国を本拠とする証券会社であるHAITONG SECURITIES CO., LTD.(ハイトン証券)1社になります。株式売買に伴うコストは、取引所手数料・管理監督料・名義登録料金・印紙税等諸コストにハイトン証券の証券取次手数料を加えたものになります。また、株式売買等に伴う為替取引については、原則、ロンドン時間16時にWMロイターが発表する為替レートを用います。

(中略)

#### 税制リスク

適格国外機関投資家(QFII)に対する課税上の取扱いとして、営業税(中国国内において課税対象となるサービスを展開する外国企業および財産の移転や固定資産の売却を行なう外国企業が一般に課税される税金)については、QFIIに対して、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、平成17年12月1日付で中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、QFIIが中国国内企業から得る株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。この他関連する中国の法令・通達および日中間における租税条約は、平成23年2月末現在、存在しません。

なお、将来的に、中国国内における期間収益に対する所得税等の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

これらの記載は、平成23年2月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税率が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

上記は中国A株の持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

#### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成23年4月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

##### (3)信託報酬等

(前略)

ファンドの信託報酬に、ファンドの主要投資対象であるノムラ新中国A株マザーファンドが投資対象とする上記外国投資法人に係る費用(資産運用報酬等を含みます。)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、当該マザーファンドへの投資比率は当面30%程度としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファ

ンドにおける実際の当該マザーファンドの組入れ状況や純資産総額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.2645%程度

#### <訂正後>

#### (3)信託報酬等

(前略)

ファンドの信託報酬に、ファンドの主要投資対象であるノムラ新中国A株マザーファンドが投資対象とする上記外国投資法人に係る費用(資産運用報酬等を含みます。)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、当該マザーファンドへの投資比率は概ね20%~40%程度としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける実際の当該マザーファンドの組入れ状況や純資産総額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.2645%程度

## 5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

以下は平成23年2月28日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,011,230	98.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,649	1.04
合計(純資産総額)		1,021,879	100.00

#### <ご参考>

「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	香港	24,228,066,931	97.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		495,887,493	2.00
合計(純資産総額)		24,723,954,424	100.00

「ノムラ新中国A株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	825,360	0.00
	ルクセンブルグ	10,840,097,554	97.73
	小計	10,840,922,914	97.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		250,849,835	2.26
合計(純資産総額)		11,091,772,749	100.00

### (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村中国株式（除くA株）マザーファンド	557,736	1.2381	690,577	1.2364	689,584	67.48
2	日本	投資信託受益証券	ノムラ新中国A株マザーファンド	304,994	0.9827	299,718	1.0546	321,646	31.47

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	30,070,690	75.66	2,275,316,801	70.21	2,111,443,569	8.54
2	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通 信サー ビス	2,687,500	842.59	2,264,466,000	763.99	2,053,228,500	8.30
3	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ ガス・ 消耗燃 料	10,348,000	167.05	1,728,645,817	184.86	1,913,005,785	7.73
4	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	30,079,715	64.34	1,935,545,437	61.51	1,850,431,875	7.48
5	香港	株式	PETROCHINA CO LTD-H	石油・ ガス・ 消耗燃 料	12,420,000	102.28	1,270,377,216	108.78	1,351,077,408	5.46
6	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	商業銀行	24,892,500	45.48	1,132,190,556	42.12	1,048,711,068	4.24
7	香港	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	3,430,000	373.08	1,279,691,840	303.39	1,040,648,280	4.20
8	香港	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ ガス・ 消耗燃 料	12,620,000	75.56	953,577,296	81.53	1,028,964,128	4.16
9	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	イン ター ネッ トソ フト ウェア	470,400	1,937.75	911,518,540	2,091.80	983,986,483	3.97
10	香港	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車	5,244,000	185.70	973,840,166	143.78	754,011,686	3.04
11	香港	株式	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	金属・ 鉱業	2,379,000	230.56	548,502,240	252.04	599,612,676	2.42
12	香港	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	商業銀行	14,597,000	42.65	622,614,599	39.71	579,781,162	2.34
13	香港	株式	KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS	電子装 置・機 器・部 品	1,390,000	391.95	544,813,280	405.57	563,750,640	2.28
14	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND INVESTMENT	不動産 管理・ 開発	3,326,000	171.45	570,252,012	135.61	451,042,851	1.82
15	香港	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	石油・ ガス・ 消耗燃 料	1,319,000	366.27	483,118,044	335.36	442,339,840	1.78
16	香港	株式	WEICHAI POWER CO LTD-H	機械	791,000	476.84	377,180,440	529.24	418,628,840	1.69
17	香港	株式	CHINA RESOURCES CEMENT	建設資 材	6,750,000	56.90	384,118,200	60.78	410,292,000	1.65
18	香港	株式	SHIMAO PROPERTY HLDGS ORD HKD.10	不動産 管理・ 開発	3,830,000	130.79	500,927,232	106.05	406,200,608	1.64
19	香港	株式	SOHO CHINA LTD	不動産 管理・ 開発	7,067,500	63.92	451,811,140	57.22	404,408,004	1.63
20	香港	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	自動車	2,980,000	98.51	293,565,760	118.84	354,152,736	1.43
21	香港	株式	CHINA RESOURCES POWER HOLDING	独立系 発電事 業・エ ネルギ ー販売	2,570,000	160.97	413,700,096	136.03	349,598,128	1.41
22	香港	株式	CHINA COAL ENERGY CO-H	石油・ ガス・ 消耗燃 料	2,715,000	150.07	407,449,824	115.28	312,985,200	1.26
23	香港	株式	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	建設資 材	1,562,000	208.55	325,758,224	197.65	308,733,673	1.24
24	香港	株式	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	半導体 ・半導 体製造 装置	7,753,000	30.85	239,219,832	39.50	306,317,928	1.23
25	香港	株式	COSCO PACIFIC LTD	運送イン フラ	1,940,000	120.31	233,402,176	153.84	298,462,016	1.20
26	香港	株式	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	自動車 部品	3,882,000	62.54	242,802,606	64.24	249,388,996	1.00
27	香港	株式	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	化学	4,826,000	37.41	180,558,033	43.07	207,869,332	0.84
28	香港	株式	YANZHOU COAL MINING-H	石油・ ガス・ 消耗燃 料	792,000	234.60	185,809,361	241.04	190,903,680	0.77
29	香港	株式	CHINA CITIC BANK-H	商業銀行	3,547,000	60.05	212,998,768	52.40	185,862,800	0.75

30	香港	株式	AIR CHINA LIMITED-H	旅客航空輸送業	2,420,000	116.11	281,006,528	73.77	178,545,664	0.72
----	----	----	---------------------	---------	-----------	--------	-------------	-------	-------------	------

## 「ノムラ新中国A株マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	BNPパリバフレキシージャイニーズ・エクイティ Aクラス	1,019,381	11,441	11,662,738,021	10,634	10,840,097,554	97.73
2	日本	投資信託受益証券	上海株式指数・上証50運動型上場投資信託	38	24,970	948,860	21,720	825,360	0.00

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		98.95
合計		98.95

&lt;ご参考&gt;

「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー設備・サービス	0.61
	石油・ガス・消耗燃料	21.19
	化学	1.85
	建設資材	2.90
	金属・鉱業	3.57
	建設・土木	0.55
	電気設備	0.71
	コングロマリット	0.68
	機械	2.63
	旅客航空輸送業	1.28
	海運業	1.06
	運送インフラ	1.20
	自動車部品	1.24
	自動車	4.48
	家庭用耐久財	0.36
	繊維・アパレル・贅沢品	0.48
	販売	0.34
	専門小売り	0.28
	食品・生活必需品小売り	0.17
	医薬品	0.26
	商業銀行	23.77
	保険	4.20
	不動産管理・開発	5.76
	インターネットソフトウェア	3.97
	通信機器	0.47
	電子装置・機器・部品	2.28
	半導体・半導体製造装置	1.23
	各種電気通信サービス	0.60
	無線通信サービス	8.30
	独立系発電事業・エネルギー販売	1.41
		小計
合計		97.99

「ノムラ新中国A株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		97.73
合計		97.73

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3)運用実績

## 純資産の推移

平成23年2月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2010年7月末日	1		1.0000	
8月末日	0.9		0.9789	
9月末日	1		1.0344	
10月末日	1		1.0717	
11月末日	1		1.0975	
12月末日	1		1.0296	
2011年1月末日	1		1.0414	
2月末日	1		1.0219	

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 収益率の推移

期	収益率
第1期(中間期)	4.9 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

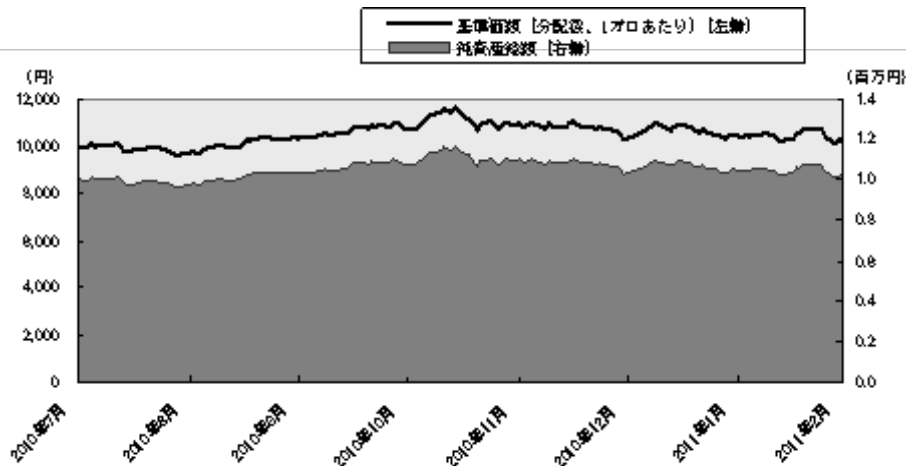
## (4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期(中間期)	1,000,000		1,000,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2011年2月28日現在）

## [ 基準価額・純資産の推移 ]（日次：設定来）



## [ 分配の推移 ]

該当事項はありません。

## [ 主要な資産の状況 ]

## 実質的な銘柄別投資比率(上位)

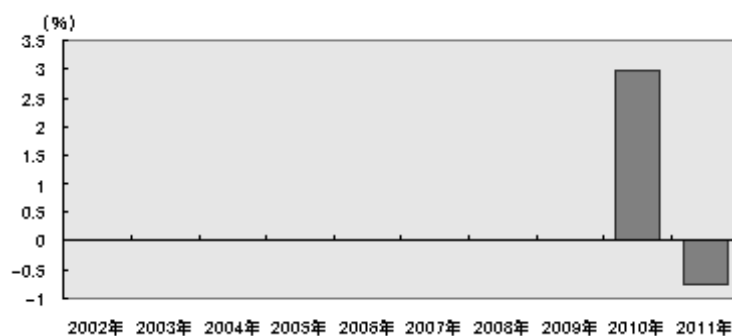
・「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	5.8
2	CHINA MOBILE LTD	無線通信サービス	5.6
3	CNOC LTD	石油・ガス・消耗燃料	5.2
4	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	5.0
5	PETROCHINA CO LTD-H	石油・ガス・消耗燃料	3.7
6	BANK OF CHINA LTD-H	商業銀行	2.9
7	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	2.8
8	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス・消耗燃料	2.8
9	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネットソフトウェア	2.7
10	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車	2.1

・「ノムラ新中国A株マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	CHINA BADAN GROUP-A	資本財・サービス	5.2
2	SHANDONG DONG-EE-JIAD-A	ヘルスケア	4.0
3	WANXIANG QIANCHAO CO LTD-A	一般消費財・サービス	3.8
4	CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	資本財・サービス	3.7
5	FIBERHOME TELECOM TECH CO-A	情報技術	3.1
6	JIANGSU ZONGYI CO LTD-A	情報技術	3.0
7	DONG FANG ELECTRIC CORP LTD-A	資本財・サービス	3.0
8	WEIJU HIGH-TECHNOLOGY GRP-A	一般消費財・サービス	3.0
9	CHINA CNR CORP LTD-A	資本財・サービス	2.7
10	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	素材	2.7

## [ 年間収益率の推移 ]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2010年は設定日（2010年7月30日）から年末までの収益率。
- ・2011年は年初から2月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1 申込(販売)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(以下略)

#### <訂正後>

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得の申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(以下略)

### 2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

(前略)

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

#### <訂正後>

(前略)

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でも

ご確認いただけます。)

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

#### 野村新中国株投資（野村SMA向け）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成22年7月30日から平成23年1月29日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 平成23年 1月29日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	15,000
親投資信託受益証券	1,038,337
流動資産合計	1,053,337
資産合計	1,053,337
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	375
未払委託者報酬	4,082
その他未払費用	121
流動負債合計	4,578
負債合計	4,578
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	48,759
元本等合計	1,048,759
純資産合計	1,048,759
負債純資産合計	1,053,337

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自平成22年 7月30日 至平成23年 1月29日
営業収益	
有価証券売買等損益	53,337
営業収益合計	53,337
営業費用	
受託者報酬	375
委託者報酬	4,082
その他費用	121
営業費用合計	4,578
営業利益	48,759
経常利益	48,759
中間純利益	48,759
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	48,759

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期中間計算期間 自 平成22年7月30日 至 平成23年1月29日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年7月30日(設定日)から平成23年8月17日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成22年7月30日(設定日)から平成23年1月29日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

	第1期中間計算期間末 平成23年1月29日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000 口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0488 円 10,488 円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期中間計算期間 自 平成22年7月30日 至 平成23年1月29日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村中国株式（除くA株）マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド）に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 51,626,774 円 当ファンドの主要投資対象であるノムラ新中国A株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 747,545 円	

(金融商品に関する注記)  
金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間末 平成23年1月29日現在	
1	中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第1期中間計算期間 自 平成22年7月30日 至 平成23年1月29日	
期首元本額	円
期中追加設定元本額	1,000,000 円
期中一部解約元本額	円

## 2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間末(平成23年1月29日現在)

該当事項はございません。

参考

## 野村中国株式（除くA株）マザーファンド

当ファンドは「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年1月29日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		5,071,563
コール・ローン		239,654,755
株式		26,432,737,481
派生商品評価勘定		48,556
未収入金		525,545,205
未収利息		654
流動資産合計		27,203,058,214
資産合計		
27,203,058,214		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		4,520,642
未払金		56,310,338
未払解約金		439,000,000
流動負債合計		499,830,980
負債合計		
499,830,980		
純資産の部		
元本等		
元本		20,293,135,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		6,410,092,047
元本等合計		26,703,227,234
純資産合計		
26,703,227,234		
負債純資産合計		
27,203,058,214		

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		自 平成22年7月30日 至 平成23年1月29日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

		平成23年1月29日現在
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額		1.3159 円
(10,000口当たり純資産額)		13,159 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月29日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は  
ありません。
- 2 時価の算定方法  
株式  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  
派生商品評価勘定
- 1 為替予約取引
- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価して  
おります。  
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が  
発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によ  
っております。  
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後  
二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発  
表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場  
の仲値で評価しております。  
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と  
しております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含  
まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等  
によった場合、当該価額が異なることもあります。  
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または  
計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

## (その他の注記)

平成23年1月29日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首(設定日)	平成22年7月30日
期首元本額	31,371,831,780 円
期首より平成23年1月29日までの期中追加設定元本額	496,479,899 円
期首より平成23年1月29日までの期中一部解約元本額	11,575,176,492 円
期末元本額	20,293,135,187 円
期末元本額の内訳*	
野村新中国株投資	20,292,589,766 円
野村新中国株投資(野村SMA向け)	545,421 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

- 2 「ノムラ新中国A株マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

対象年月日	平成23年1月29日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	565,845,763
投資信託受益証券	10,529,206,516
未収入金	199,991,649
未収利息	1,544
流動資産合計	11,295,045,472
資産合計	11,295,045,472
負債の部	
流動負債	
未払解約金	188,000,000
流動負債合計	188,000,000
負債合計	188,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	11,111,818,783
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,773,311
元本等合計	11,107,045,472
純資産合計	11,107,045,472
負債純資産合計	11,295,045,472

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年7月30日 至 平成23年1月29日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 (1) 投資信託受益証券(上場投資信託受益証券を除く) 基準価額で評価しております。 (2) 上場投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年1月29日現在	
1 元本の欠損の額	4,773,311 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9996 円
(10,000口当たり純資産額)	9,996 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月29日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によ った場合、当該価額が異なることもあります。

## (その他の注記)

平成23年1月29日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首(設定日)	平成22年7月30日
期首元本額	17,545,391,311 円
期首より平成23年1月29日までの期中追加設定元本額	619,171,753 円
期首より平成23年1月29日までの期中一部解約元本額	7,052,744,281 円
期末元本額	11,111,818,783 円
期末元本額の内訳*	
野村新中国株投資	11,111,498,036 円
野村新中国株投資(野村SMA向け)	320,747 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更  
新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

純資産額計算書 平成23年2月28日現在

資産総額	1,022,577 円
負債総額	698 円
純資産総額( - )	1,021,879 円
発行済口数	1,000,000 口
1口当たり純資産額( / )	1.0219 円

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」

資産総額	24,791,954,424 円
負債総額	68,000,000 円
純資産総額( - )	24,723,954,424 円
発行済口数	19,996,171,360 口
1口当たり純資産額( / )	1.2364 円

## 「ノムラ新中国A株マザーファンド」

資産総額	11,361,772,749 円
------	------------------

負債総額	270,000,000	円
純資産総額( - )	11,091,772,749	円
発行済口数	10,517,621,504	口
1口当たり純資産額( / )	1.0546	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

##### <訂正前>

##### (1) 資本金の額

平成22年5月末現在、17,180百万円  
(以下略)

##### <訂正後>

##### (1) 資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円  
(以下略)

##### 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

##### <更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	700	10,800,668
単位型株式投資信託	23	267,904
追加型公社債投資信託	19	5,032,274
単位型公社債投資信託	0	0
合計	742	16,100,847

#### 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成22年4月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*平成22年4月末現在

## (3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)	12,000,000HKD	中華人民共和国香港特別行政区の2003年4月証券先物法(Securities and Futures Ordinance)に基づき、SFCに登録された投資助言、資産運用業務を営んでいます。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	450百万円 <sup>**</sup>	金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

\*平成22年3月末現在

\*\*平成22年7月1日現在

## &lt;訂正後&gt;

## (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成23年2月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*平成23年2月末現在

## (3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容

NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)	12,000,000HKD	中華人民共和国香港特別行政区の2003年4月証券先物法(Securities and Futures Ordinance)に基づき、SFCに登録された投資助言、資産運用業務を営んでいます。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	450百万円	金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

\*平成22年12月末現在

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年3月25日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新中国株投資(野村SMA向け)の平成22年7月30日から平成23年1月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村新中国株投資(野村SMA向け)の平成23年1月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成22年7月30日から平成23年1月29日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。